

大和高田市補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金の適正な支出を図るため、法令、条例、規則その他要綱等に定めるもののほか、市が交付する補助金の交付の申請、決定等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 市長は、公益又は公共の福祉を増進するため奨励し、又は援助する必要があると認める事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、補助事業に必要な経費の全部又は一部に充てるため補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たって条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、理由を付した文書をもって補助金の申請を取り下げることができる。

2 交付決定があった後に前項の取下げがあったときは、交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第7条 市長は、交付決定後において、天災地変その他特別な事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しにより、特別に必要となった次に掲げる経費については、補助金を交付することができる。

（1） 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2） 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 第5条に規定する決定の通知は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

（補助事業者の責務）

第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、市長から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。この場合において、市長が書面で報告を求めたときは、報告書を提出しなければならない。

（会計帳簿等）

第11条 補助事業者は、補助事業に関するすべての支出及び収入について、会計帳簿に記入し、金額、日付、及び目的を記載した領収書、調定書その他支出及び収入を証すべき書類（以下「領収書等」という。）を徴し、又は作成しなければならない。

2 補助事業者は、前項の会計帳簿及び領収書等を整理し、補助事業の完了日の属する年度末から5年間これを保存しなければならない。補助事業を中止し、又は廃止したときも、同様とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、会計帳簿及び領収書等の提出を求めることができる。

（補助事業の遂行の指示）

第12条 市長は、補助事業者が提出する報告書、会計帳簿等により、その者の補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条に規定する補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。交付決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

（1） 補助事業実績報告書（様式第7号）

（2） 補助事業実績調書（様式第8号）

（3） 収支決算書（様式第9号）

（4） 支出報告書（様式第10号）

（5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する補助事業の完了報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条に規定する調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための是正措置を当該補助事業者に求める

ことができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による是正措置に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、第14条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（精算）（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(概算払及び精算)

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算により事前に交付（以下「概算払」という。）することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（精算）を市長に提出するものとする。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第13条の規定により実績報告を行う際に、補助金精算調書（様式第13号）を提出しなければならない。

4 補助事業者は、第14条の規定により補助金確定額の通知を受けたときは、補助金交付請求書（概算払）（精算）を市長に提出し、精算した補助金の交付を受けるものとする。

5 市長は、第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（精算）（様式第14号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

6 市長は、前項の規定による返還命令に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 第4条第3項各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

(5) その他この規則又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条に規定する決定の通知は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還等)

第19条 市長は、交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による返還命令に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(財産処分制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。ただし、平成12年度予算に限り、この規則の施行前に交付され、又は交付の意思が決定されている補助金については、この規則により交付の意思を決定したものとみなす。

附 則（平成12年12月27日規則第76号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年8月31日規則第29号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。ただし、改正後の様式第10号の支出報告書は平成

13年9月1日以後に第13条に定める実績報告をするものから適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月3日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大和高田市補助金交付規則の規定は、平成26年度予算において交付する補助金に係るものから適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大和高田市補助金交付規則の規定は、平成28年度予算において交付する補助金に係るものから適用する。